

兵高教組 2022年10月17日 人勸速報 No.4 調査情報15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

10/13 県人事委員会報告・勧告

月例給 若年層を0.3%引き上げ、一時金は0.1月引き上げ 中高年層には月例給の改善なく、物価高騰分には追いつかず 教員未配置問題への対策強化に言及も

10月13日、兵庫県人事委員会は、県議会議長と知事に対し、職員の給与等に関する報告および勧告を出しました。今年3年ぶりの賃金引き上げ勧告となりましたが、ロシアによるウクライナ侵攻と円安による急激な物価上昇にはまったく追いつかない微々たるもので、生活改善にはほど遠い報告・勧告となりました。特に、勤勉手当が支給されない介助員・生活学習支援員などの会計年度任用職員の一時金引き上げがないのは大きな問題です。ただ、教員未配置問題については、人事委員会としては全国で初めて(2022年10月13日現在)多忙化の一因として対策強化の必要性に言及するなど、私たちの要望を一定反映した注目すべき報告ともなりました。

今後は、この報告・勧告を踏まえ、県教委との賃金権利確定交渉で、物価上昇に見合う賃金改善や、働きやすい職場環境の実現および権利保障を求めていくこととなります。多忙を極める毎日ですが、専門部交渉への参加、全教職員署名の集約、未加入の方には組合加入をお願いします。

報告・勧告のポイント

◆公民格差

月例給 減額措置前、959円、0.25%下回る
減額措置後、2,309円、0.60%下回る
一時金 民間の年間支給月数 4.42月

◆給与改定

月例給 給料表の水準を平均0.3%引き上げ
初任給引き上げ
20歳台半ばまでに重点、30歳台半ばまでの号給を改定
一時金 現行4.30月→4.40月(+0.1月)
再任用、2.25月→2.30月(+0.05月)
引上げ分を勤勉手当に配分
6月期及び12月期で均等に配分する

◆改定の実施時期

2022年4月1日から実施

人事行政における諸課題

◆教員の未配置問題

教員の業務量の適正管理に向けた取組を強力に推進していく必要があることや新型コロナウイルス感染症への対応も依然として求められていることから、教職員の負担軽減を図るため、学校現場を支援する取組を引き続き進める必要があることに加えて、教員未配置問題も教員の多忙化の一因となっていることから、不足解消に向けた人材確保を含め対策強化が不可欠である。

◆教育職の再任用職員の給与

人材の確保や定年の引上げに係るより円滑な人事管理の観点から踏まえたモデル給料表の作成を全国人事委員会連合会に働きかけていく。

◆会計年度任用職員の処遇改善

国は期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ検討すべき課題としている。国の検討状況や他の都道府県の状況を注視しつつ総合的に検討していく必要がある。

◆仕事と家庭の両立支援

育児休業等の制度が十分に活用され、男女ともに、不妊治療をはじめ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立が図られるよう、更なる制度拡充や取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要がある。

交渉団からの強い要請を受け

人事委員会が県教委に伝える事項

◆臨時的任用教員の職務の級

昨年、県教育委員会が臨時教諭の年齢要件を撤廃したことについては、「職務の内容や責任を適切に設定したもの」として評価している。また、現場の切実な状況についても、受け止め、いただいた意見については県教育委員会にしっかりと伝えていきたい。

◆会計年度任用職員の病気休暇の有給化

本県の会計年度任用職員の休暇・休業制度は、全国で統一的な取扱いとするよう国の非常勤職員に準じた制度とすることを基本として、労使協議を経て制度化された経緯があると認識しており、国において改定の動きがない中で、本委員会が改定について言及することは困難であるが、強い要請を受けたところであるので、県教育委員会に伝えていきたい。

すべての教職員の処遇の改善を!